

男女共同参画推進に向けた組門徒 会員選定に関する特別措置条例

〈2014年6月27日条例公示第5号〉

改正 2023年6月30日条例公示5

(趣旨)

第1条 この条例は、女性門徒の積極的な宗政参加による宗門活動の活性化をはかり、もって宗門における男女共同参画を推進するため、普通寺院(以下「寺院」という。)及び教会における女性の組門徒会員の選定促進に係る必要な特別措置について定める。

(女性組門徒会員の選定)

第2条 寺院又は教会は、組制(1991年条例公示第9号。以下同じ。)第18条による組門徒会員の選定において、1人以上の女性を選定するものとする。この場合、組制第21条及び当該組門徒会規約の規定に関わらず、組門徒会員の定数を組内の寺院及び教会の3倍以内とすることができる。

2 組制第20条の規定により別に組門徒会の組織を定めている組においては、組門徒会員の選定において第1条の趣旨に基づき、当該教務所長は、教区会及び教区門徒会の議決を得て特別措置を定め、宗務総長の承認を得るものとする。

(教区における周知)

第3条 教務所長は、女性組門徒会員の選定が促進されるよう、教区教化委員会又は教区の男女共同参画推進機関と連携して、組長及び組門徒会長並びに寺院及び教会に対して、本条例の趣旨の周知徹底及び環境整備に努めるものとする。

(組における周知)

第4条 組長は、組門徒会長とともに、組内の寺院及び教会に対して本条例の趣旨が伝わるよう、組同朋総会をはじめとした組内のあらゆる機関を通じて周知徹底に努めるものとする。

(条例の効力)

第5条 この条例は、2027年3月9日をもって失効する。

附 則

- 1 この条例は、2015年3月10日から施行する。
- 2 第2条に規定する組門徒会員の選定手続きは、前項に定める施行日前にこれを行うことができる。

附 則 (2023年6月30日条例公示第5号)

この条例は、公示の日から施行する。

組制施行条規

〈1991年6月29日達令公示第31号〉

- 改正 ①2009年6月29日達令公示12
②2018年6月25日達令公示12
③2020年6月25日達令公示6
④2022年6月28日達令公示3
⑤2023年6月30日達令公示15

(趣旨)

第1条 この達令は、組制(以下「条例」という。)の施行に必要な事項について定める。

(組の名称)

第2条 組の名称は、別表のとおりとする。

(組の構成)

第3条 組に分属される寺院及び教会は、別に定める。

(関係帳簿の整備)

第4条 組長は、条例第7条に規定する帳簿のほか、次の帳簿を整備しなければならない。

- (1) 組内の寺院、教会及び僧籍台帳
- (2) 諸議員名簿
- (3) 総代名簿
- (4) 教区及び組門徒会員名簿
- (5) 諸施設台帳
- (6) 各寺院教会別門徒数台帳
- (7) 管内図
- (8) 学事調査簿
- (9) 他宗教派状態調査簿

(運営細則)

第5条 組長は、必要と認めるときは、運営細則を定めて、条例第26条第1項後段に規定する組門徒会について組会と合同して開催することができる。

2 前項の運営細則は、組長が、あらかじめ組会及び組門徒会の同意を得さらに教務所長の承認を得て、これを制定するものとする。

(事務の引継)

第6条 組長が交替するときは、第4条の帳簿及び職印を後任者に引継がなければならない。

(副組長の連署)

第7条 組長が個人の資格で、願、伺等を提出しようとするときは、副組長の連署を要する。

(辞職の手續)

第8条 組長及び副組長が辞職しようとするときは、署名押印した文書をもって教務所長に届け出て、あわせてこれを当該組の組長又は副組長に通知しなければならない。届出は、教務所長の受理によってその効力を生ずる。ただし、教

務所長は、正当な理由なくして届出の受理を拒むことはできない。

2 教務所長は、前項の届出書を受理したときは、余白に受理の日時を記載し、直ちにその旨を本人に通知するとともに、これを当該組の組長又は副組長に通知し、補欠選挙を行うことを求めなければならない。

(異動の報告)

第9条 組内の寺院、教会及び僧侶は、その資格について異動があったときは、遅滞なく組長に報告しなければならない。

(任期に関する準用規定)

第10条 組の合併若しくは分割又は新設により、新たに選挙された組長及び副組長の任期は、条例第5条第1項ただし書の規定に準ずる。

(選挙会場)

第11条 組長及び副組長の選挙は、特別の事由がある場合を除き、選挙管理者所属の寺院又は教会においてこれを行うものとする。

(選挙管理者の指定)

第12条 副組長2人を置く組の組長の補欠選挙の選挙管理者は、教務所長が指定する。この場合、教務所長は、その旨を他の副組長にも通知しなければならない。

(選挙の告知)

第13条 組長は、選挙の日時を定め少なくとも15日前に組内の寺院、教会に告知しなければならない。

(選挙人名簿)

第14条 組長は、選挙を告知した日の現在において選挙人名簿を作成し、前条の告知とともに組内の寺院、教会に送付しなければならない。

2 選挙人名簿作成期日の後選挙資格を失った者があるときは、組長は、直ちに名簿から削除し、あわせてこれを組内の寺院、教会に告知しなければならない。

第15条 選挙人名簿は、別記第1号様式に準じて作成するものとする。

(名簿訂正の申立)

第16条 選挙資格を有する者が、選挙人名簿に脱漏又は誤載のあることを発見したときは、選挙の告知をした日から7日以内に組長に訂正を求めることができる。

(申立の決定)

第17条 組長は、前条の申立を受けたときは、その申立を受けた日から5日以内に審査の上訂正することができる。ただし、その申立が正当でないと判定したときは、その旨を申立人に通告しなければならない。

(名簿の掲示)

第18条 選挙人名簿は、その選挙が終了するまで組長事務所に掲示しなければならない。

(投票)

第19条 投票は、組長及び副組長の選挙について、それぞれ別の投票用紙を用いて行い、1人1票とする。

2 投票用紙には、被選挙人の氏名1人を、選挙人自ら記載するものとする。

(投票不能者及び無効投票)

第20条 名簿に記載されていない者、名簿に記載されていてもその者が選挙の当日選挙資格を有しない者及び名簿に記載されていてもその者が記載されることを得ない者は、投票することができない。

2 所定の投票用紙を用いないもの、投票用紙に被選挙資格を有しない者の氏名を記載したもの、2人以上の氏名を記載したもの及び何人を記載したかを確認し難い投票は無効とする。

(選挙立会人)

第21条 選挙管理者は、選挙人の中から選挙立会人2人を選定し、投票及び開票に立会させなければならない。

2 選挙立会人が欠けたときは、選挙管理者は、直ちにこれを補充しなければならない。

3 選挙立会人は、正当の事由なくして辞することができない。

(投票用紙)

第22条 投票用紙は、選挙管理者において調製し、選挙の当日選挙人に交付する。

2 条例第37条第2項の規定により、郵便により投票する地域と定めた寺院及び教会の住職、教会主管者及びその代務者に対する投票用紙は、第14条による選挙人名簿とともに本人に送達しなければならない。

(郵便投票)

第23条 条例第37条第2項の規定により定められた地域の寺院及び教会の住職、教会主管者及びその代務者は、それぞれの投票用紙に被選挙人1人の氏名を自ら記載し、封筒に入れて封緘し、その裏面に住所、氏名、所属の寺院、教会の名称を記載して、選挙管理者に対し、自ら書留郵便で選挙の当日の午後4時までには到着するように送達しなければならない。

(開票)

第24条 投票が終わったときは、直ちに開票するものとする。

(当選人の決定)

第25条 有効投票の最多数を得た者をもって、

当選人とする。副組長2人を置く組においては、最多数を得た者から定める。

- 2 当選人を定める場合、得票数の同じときは、選挙立会人立会のうえ、選挙管理者がくじで定める。
- 3 同一人が組長及び副組長に当選したときは、組長に当選したものとし、副組長は、副組長得票の他の最多数を得た者をもって、当選人とする。
- 4 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちにこれを本人に通告し、及び教務所長に報告しなければならない。

(当選証書)

第26条 教務所長は、条例第39条により当選証書を交付したときは、これを教報又は適当な方法をもって、告示しなければならない。

- 2 当選証書は、別記第2号様式による。

(代理人への委任)

第27条 組会員は、条例第14条の2第1項及び第3項による代理人を出席させるときは、付議事項について代理人に委任することを記した委任状を組長に提出しなければならない。

(組会員への委任の特例)

第28条 組会員は、条例第14条の2第2項による出席の場合、付議事項に関する賛否について他の組会員に委任することができる。

(定足数の算定)

第29条 条例第14条に定める定足数は、次の各号に掲げる数の合計をもって算定する。

- (1) 出席している組会員の人数
- (2) 条例第14条の2第1項及び第3項による代理人の人数
- (3) 条例第14条の2第2項による文書の数(解釈規定)

第30条 条例第14条の3に規定する出席者の議決権は1人につきひとつとし、同組において複数の寺院又は教会の住職、教会主管者又はその代務者である組会員に議決権が複数あると解釈してはならない。

- 2 前項の規定は、条例第14条の2第2項による文書の提出においても、これを適用する。

(議決事項の告知)

第31条 組長は、組会又は組委員で議決した事項を、寺院及び教会に告知しなければならない。

附 則

- 1 この達令は、1991年7月1日から施行する。
- 2 1991年6月30日現在、教務所長の承認を得て制定された運営細則は、この達令による運営細則とみなす。

附 則 (2009年6月29日達令公示第12号)

この達令は、公示の日から施行する。

附 則 (2018年6月25日達令公示第12号)

この達令は、2018年7月1日から施行する。

附 則 (2020年6月25日達令公示第6号) 抄

この達令は、2020年7月1日から施行する。

附 則 (2022年6月28日達令公示第3号)

- 1 この達令は、2022年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、従前の規定による奥羽教区、山形教区及び仙台教区の組は、この達令に定める東北教区の組とそれぞれみなす。ただし、従前の規定に定める山形教区の組は、この達令に定める山形第1組から山形第10組までの組とみなす。

附 則 (2023年6月30日達令公示第15号)

- 1 この達令は、2023年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、従前の規定による三条教区、高田教区、富山教区、高岡教区、小松教区及び大聖寺教区の組は、この達令に定める新潟教区、富山教区及び小松大聖寺教区の組とそれぞれみなす。ただし、従前の規定に定める三条教区の第11組から第13組までは、この達令に定める中越11組から中越13組までの組、高田教区の第11組から第13組までは、この達令に定める高田11組から高田13組までの組、九州教区の久留米組及び三井東組は、この達令に定める久留米三井組とそれぞれみなす。

(第七編) 組制施行条規

(第七編) 組制施行条規

別 記

第1号様式 (組長・副組長選挙人名簿)

組長・副組長選挙人名簿		教区		組
訂正	氏名	寺院教会の名称	住職等の区分	備考
備考 1 名簿を訂正したときは、その事由及び訂正の年月日を備考欄に記して押印すること。				
2 すべて名簿の訂正は朱書すること。				
3 名簿の記載事項の末尾には、次のように記載すること。				
年 月 日				
教区 組長 氏 名 職印				

第2号様式 (組長・副組長当選証書)

右者 年月日 組長(副組長) に当選し たことを証する。	教区 組 寺住職 教会教会主管者 氏名	組長(副組長) 当選証書 氏名
年 月 日 教務所長 氏名 職印		

別表 組の名称

教区	組の名称
北海道教区	第1組・第2組・南第3組・北第3組・第4組・第5組・第6組・第7組・第8組・第9組・第10組・第11組・第12組・第13組・第14組・第15組・第16組・第17組・第18組・第19組・第20組
東北教区	青森県第1組・青森県第2組・青森県第3組・秋田県北組・秋田県中央組・秋田県西組・秋田県南組・山形第1組・山形第2組・山形第3組・山形第4組・山形第5組・山形第6組・山形第7組・山形第8組・山形第9組・山形第10組・盛岡組・花巻組・気仙組・仙台組・仙南組・会津組・中組・浜組
東京教区	茨城1組・茨城2組・群馬組・栃木組・埼玉組・千葉組・東京1組・東京2組・東京3組・東京4組・東京5組・東京6組・東京7組・東京8組・横浜組・川崎組・三浦組・湘南組・山梨組・長野1組・長野2組・長野3組・長野4組・長野5組・長野6組
新潟教区	第10組・中越11組・中越12組・中越13組・第14組・第15組・第16組・第17組・第18組・第19組・第20組・第21組・第22組・第23組・第24組・佐渡組・第1組・第2組・第3組・第4組・第5組・第6組・第7組・第8組・高田11組・高田12組・高田13組
富山教区	第9組・第10組・第11組・第12組・第13組・第1組・第2組・第3組・第4組・第5組・第6組・第7組・第8組
能登教区	第1組・第2組・第3浜方組・第3山方組・第4組・第5組・第6組・第7組・第8組・鶴川組・穴水組・第10組・第11組・第12組・第13組・第14組
金沢教区	第3上組・第3下組・第4上組・第4下組・第4東組・第5組・第6組・第7組・第8組・第9金沢組・第9河北組・第10組・第11組
小松大聖寺教区	第2組・第1組
福井教区	第1組・第2組・第3組・第4組・第5組・第6組・第7組・第8組・第9組・第10組
岐阜高山教区	高山1組・高山2組・古城組・清見組・益田組・朝日高根組・荘白川組・第1組・第2組・第3組・第4組・第5組・第6組・第7組・第8組・第9組・第10組・第11組・第12組・第13組・第14組・第15組・第16組
大垣教区	第1組・第2組・第3組・第4組・第5組・第6組・第7組・第8組・第9組・第10組・第11組・第12組・第13組・第14組・第15組・第16組・第17組・第18組
岡崎教区	第1組・第2組・第3組・第4組・第5組・第6組・第7組・六ツ美組・幸田組・第8組・第9組・第10組・第11組・第12組・第13組・第14組・第15組・第16組・第17組・第18組

	第19組・第20組・第21組・高岡組・第23組・第24組・第25組・第26組・第27組・第28組・松平組・第30組・第31組・第32組・第33組・第34組・第35組
名古屋教区	第1組・第2組・第3組・第4組・第5組・第6組・第7組・第8組・第9組・第10組・第11組・第12組・第13組・第14組・第15組・第16組・第17組・第18組・第19組・第20組・第21組・第22組・第23組・第24組・第25組・第26組・第27組・第28組・第29組・第30組・第31組・第32組
三重教区	桑名組・長島組・員弁組・三講組・三重組・四日市組・中勢1組・中勢2組・伊賀組・南勢1組・南勢2組
長浜教区	第12組・第13組・第14組・第15組・第16組・第17組・第18組・第19組・第20組・第21組・第22組・第23組・第24組・敦賀組
京都教区	山城第1組・山城第2組・山城第3組・山城第4組・山城第5組・近江第1組・近江第2組・近江第3組・近江第4組・近江第5組・近江第6組・近江第7組・近江第8組・近江第9組・近江第10組・近江第11組・近江第25東組・近江第25西組・近江第26組・若狭第1組・若狭第2組・丹波第1組・丹波第2組・丹波第3組・但馬組・因伯組・出雲組・石東組・石西組
大阪教区	第1組・第2組・第3組・第4組・第5組・第6組・第7組・第8組・第9組・第10組・第11組・第12組・第13組・第14組・第15組・第16組・第17組・第18組・第19組・第20組・第21組・第22組・第23組・第24組・第25組・第26組・第27組
山陽教区	神戸組・第1組・第2組・第3組・第4組・第5組・第6組・第7組・赤穂組・美作組・備中組・備後組・芸備組・安芸北組・安芸南組
四国教区	東讃第1組・東讃組・中讃組・西讃組・東予組・松山組・宇和島組・阿波組・土佐組
九州教区	宇佐組・豊前中津組・京都組・田川組・大分東組・大分別府組・奥豊後組・日田玖珠組・福岡組・久留米三井組・三井西組・浮羽組・八女組・三潞組・山門西組・山門東組・大牟田三池組・唐津組・長崎組・熊本中組・熊本北組・熊本西組・熊本南組・熊本東組・鹿児島組・宮崎組

(第七編) 組制施行条規